

## 令和 7 年度障害児通所支援事業者への運営指導の結果について

### 1 結果概要

令和 7 年度実施件数 … 57 事業所

#### 【主な指摘項目】

指 摘 項 目	指摘事業所数
① 個別支援計画の作成に関する事	30
② 定員の遵守に関する事	23
③ 各種加算の算定に関する事	16
④ 業務継続計画の策定等に関する事	10
⑤ 安全管理に関する事	8
⑥ 虐待防止措置の実施に関する事	5
⑦ 身体拘束の適正化に関する事	4
⑧ サービス提供記録に関する事	3

### 2 主な指摘項目について

令和 7 年度に実施した運営指導の結果、市からの指摘が多かった事項は上表のとおりです。  
指摘項目ごとに誤りの多いポイントをお知らせします。

#### ① 個別支援計画の作成に関する事 ※指定基準(児)第 27 条

○ 5 領域（「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」との関連性を含めた個別支援計画が作成されていない。

→ 令和 6 年度報酬改定により、適切なアセスメントの実施とこどもの特性を踏まえた支援を確保する観点から、5 領域を全て含めた総合的な支援を提供することを基本とし、個別支援計画において 5 領域とのつながりを明確化した上で提供することとされましたが、5 領域とのつながりがない（5 領域の内、特定の領域の計画がない等）個別支援計画が作成されている事業所がありました。

○ アセスメント及びモニタリングの実施にあたり、保護者及び児童に行った面接の記録がない。

→ 児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の作成にあたり保護者及び児童にアセスメントを実施し、また、個別支援計画作成後は継続的なモニタリングを実施することが必要となりますが、この実施記録がない事業所がありました。

・アセスメントやモニタリングの記録については、面接において保護者や児童から出た意見・それに対する事業所の回答・面接の結果を踏まえた今後の方針等を記載するようにしてください。

資料 9 (日中系・居住系・障害児支援)	令和 8 年 3 月 19 日
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉県障害福祉サービス課	

○ 個別支援計画の作成にあたり実施した担当者会議の記録がない。

- 児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の作成にあたり支援の提供にあたる担当者等を招集して会議を開催し、個別支援計画の原案について意見を求めることとされているが、この会議の開催記録がない事業所がありました。
- ・担当者会議の記録については、会議において各担当者から出た意見や会議の結果を踏まえた今後の方針等を記載するようにしてください。

○ 個別支援計画が6月以上更新されていない。

- 個別支援計画は少なくとも6月に1回以上見直しを行うこととされているが、6月以上更新がされていない事業所がありました。
- ・また、個別支援計画の見直しの内容について保護者の同意を得る必要がありますが、当該計画の開始日より前の日付で保護者の同意を得るようにしてください。

○ 作成した個別支援計画を当該児童の相談支援事業所へ共有していない。

- 令和6年度報酬改定より、個別支援計画を作成・更新した際は、当該保護者が利用する指定障害児相談事業所へ個別支援計画を交付する必要があるが、この交付を行っていない（もしくは交付した記録がない）事業所がありました。
- ・指定障害児相談事業所へ個別支援計画を交付した際は、交付日及び交付方法（郵送・メール等）を記録に残すようお願いします。なお、交付方法（郵送・メール等）は問いませんので、個人情報の取扱いに十分注意した上で、指定障害児相談事業所との協議により交付方法を決めてください。

○ 個別支援計画の別表を作成していない。

- 令和6年度報酬改定より、個別支援計画と合わせて、曜日ごとの支援時間や延長支援を必要とする理由及び時間（延長支援を実施する場合）を記載した個別支援計画別表を作成する必要がありますが、別表を作成していない事業所がありました。

**② 定員の遵守に関すること ※指定基準(児)第39条**

各事業所で定められた利用定員を超過して受け入れを行っている事業所がありました。指定基準により、各事業所においては利用定員を遵守した運営が求められます。

なお、災害や虐待、その他やむを得ない事情がある場合には例外的に受け入れることが認められますが、その場合においても下記の条件を満たす必要があります。

**【やむを得ず利用定員を超過して受け入れるときの条件】**

- ・障害の特性や病状等のため欠席しがちで、定期的な利用を見込むことが難しい障害児に継続した支援を行う必要がある場合。
- ・障害児の家庭の状況や、地域資源の状況等から、当該事業所での受け入れをしないと、障害児の福祉を損ねることとなる場合。

※令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.4(令和3年5月7日)より抜粋。

資料 9 (日中系・居住系・障害児支援)	令和 8 年 3 月 19 日
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉県障害福祉サービス課	

※やむを得ず利用定員を超えた受入れを行う場合は、その理由を記録に残してください。

定員の考え方について、詳細は本説明会資料 3-10「障害児通所支援における定員超過利用減算の取扱いについて（令和 4 年 2 月 28 日 厚生労働省）」の事務連絡を参照ください。

### ③ 各種加算の算定に関すること

※よくある算定誤りの事例を記載します。

#### ○児童指導員等加配加算

- ・加配に充てている職員が「常勤専従」または「常勤換算」の要件を満たさずに、加算を算定している。
- ・「常勤専従」として加配に充てている職員が、一部の出勤日において基準人員として配置されている。
- ・「常勤換算」の場合、児童指導員等とその他の従業者、経験年数 5 年以上の者と 5 年未満の者を組み合わせて配置する場合に、高い区分の単位で算定している。
- ・他の業務を兼務する職員（管理者、訪問支援員、児童発達支援管理責任者の O J T 短縮業務等）を「常勤専従」として加配に充てている。

#### ○専門的支援実施加算

- ・理学療法士等が、専門性に基づく評価・計画に則った 5 領域のうち特定（又は複数）の領域に重点を置いた支援を行うための専門的支援実施計画を作成せずに、加算を算定している。
- ・理学療法士等が支援を行っていないにも関わらず、加算を算定している。
- ・対象児ごとに専門的支援の実施記録（具体的な支援内容・支援担当職員名等）を作成せずに、加算を算定している。

#### ○子育てサポート加算

- ・個別支援計画への位置づけがない（保護者の同意がない）。
- ・支援内容の要点等に関する記録がない。

#### ○家族支援加算

- ・個別支援計画への位置づけがない（保護者の同意がない）。
- ・相談内容の要点等に関する記録がない。

#### ○延長支援加算

- ・支援時間が 5 時間（放デイ平日は 3 時間）に満たないにも関わらず加算を算定している。
- ・個別支援計画別表への位置づけがない。

#### ○個別サポート加算 I（放デイ 著しく重度の障害児（+30 単位）の場合）

- ・強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者が出勤していない（当該職員が支援を行っていない）

資料 9 (日中系・居住系・障害児支援)	令和 8 年 3 月 19 日
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉県障害福祉サービス課	

い) 場合に加算を算定している。

#### ○強度行動障害児支援加算

- ・強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者ではないものが支援計画シートを作成している。

#### ④ 安全管理に関すること

##### ○安全計画が策定されていない。 ※指定基準(児)第40条の2

- 障害児の安全の確保を図るため、事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他事業所における安全に関する事項についての計画(以下「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じる必要があるが、安全計画が未策定または必要な措置を行っていない事業所がありました。
- ・詳細は、本説明会資料 3-14「障害児通所支援事業所等における安全計画の策定に関する留意事項等について(令和5年7月4日 こども家庭庁障害児支援課)」の事務連絡を参照ください。

##### ○送迎車両に安全装置が設置されていない。 ※指定基準(児)第40条の3

- 児童の通所送迎のために自動車を運行する場合は、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置(安全装置)を設置し、当該装置を用いて、降車時の所在確認を行うこととされているが、安全装置を設置せずに送迎車両を運行している事業所がありました。

#### ⑤ 業務継続計画の策定等に関すること ※指定基準(児)第38条の2

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画(BCP)を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じなければならないとされているが、この対応が取られていない事業所がありました。

※上記の基準を満たしていない場合は、「業務継続計画未策定減算」が発生します。

#### ⑥ 虐待防止措置の実施に関すること ※指定基準(児)第45条

虐待の発生又はその再発を防止するため、事業所ごとに下記の措置を講じなければならないとされていますが、この対応が取られていない事業所がありました。

##### 【虐待防止のための措置】

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- ③ 虐待防止のための措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

※上記3つの措置の内、1つでも未実施のものがある場合は、「虐待防止措置未実施減算」が発生します。

資料 9 (日中系・居住系・障害児支援)	令和 8 年 3 月 19 日
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉県障害福祉サービス課	

**⑦ 身体拘束の適正化に関すること ※指定基準(規)第44条**

身体拘束等の適正化を図るため、事業所ごとに下記の措置を講じなければならないとされていますが、この対応が取られていない事業所がありました。

**【身体拘束適正化のための措置】**

- ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ② 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ③ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

※上記3つの措置の内、1つでも未実施のものがある場合は、「身体拘束廃止未実施減算」が発生します。

**⑧ サービス提供記録に関すること ※指定基準(規)第21条**

利用日ごとに、提供したサービスの提供日、具体的内容、その他必要な事項の記録を残す必要があります。「公園に行きました」「お絵描きをしました」等の記録では、支援内容の記録としては不十分となりますので、より具体的な支援内容の記録を残すようお願いします。

また、送迎を実施している事業所においては、その都度、送迎時間や送迎職員等について記録を残すようにしてください。